

- 総務省においては、NHKが策定した「原案」を受領した後、以下のプロセスで検討を進めることを想定している。
  - ・ 受領した原案について、「検証会議(仮名)」において検証を行う。
  - ・ 検証会議による検証を終えた後、その結果について、翌年度のNHK予算の国会提出に係る総務大臣の意見として、電波監理審議会に諮問。
  - ・ 電波監理審議会からの答申を受け、翌年度のNHK予算に総務大臣の意見を付して国会に提出。
  
- 「検証会議(仮名)」については、日本放送協会のインターネット活用業務に関する事前の競争評価及び事後の検証レビュー等を行う機関を想定。  
各業種・分野の市場や事業活動の評価・検証を行う以下のような会合等を参考にしつつ、引き続き枠組み・プロセスについて検討を進める。

【市場や事業活動の評価・検証を行う会合の例】

- ・ 電波監理審議会有効利用評価部会
- ・ 電気通信市場検証会議

# (参考) 電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

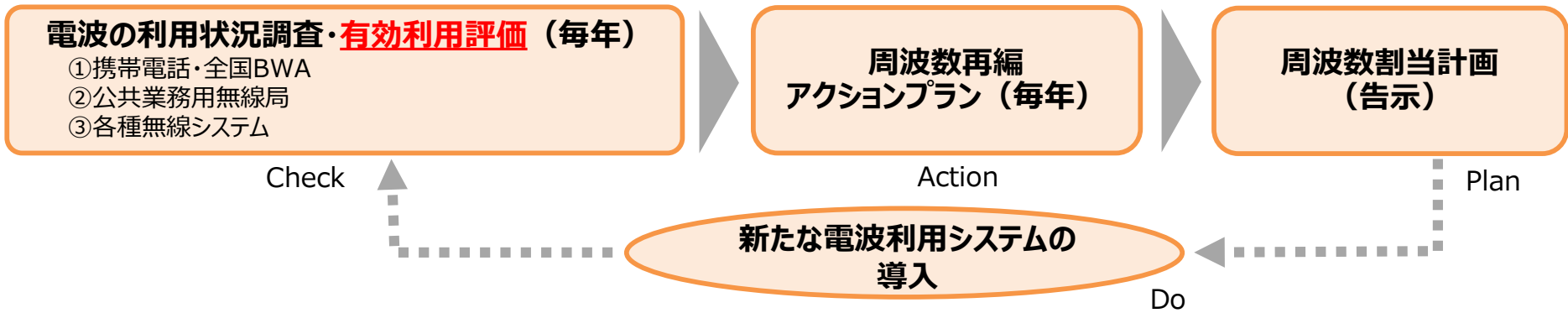
- 令和4年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）※1を行うこととなった※2**。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。  
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1 電波法(昭和25年法律第131号)

第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項(第三項において「評価事項」という。)について電波の有効利用の程度の評価(以下「有効利用評価」という。)を行うものとする。

※2 改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

## 【周波数再編のPDCAサイクル】



## 【有効利用評価部会 構成員 (令和5年11月現在)】

	氏名	主要現職
部会長 (委員)	林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授 【電波監理審議会 委員】
部会長代理 (委員)	笹瀬 巖	慶應義塾大学 名誉教授 【電波監理審議会 会長】
特別委員	池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
特別委員	石山 和志	東北大学 電気通信研究所 教授
特別委員	眞田 幸俊	慶應義塾大学 理工学部 電気情報工学科 教授
特別委員	中野 美由紀	津田塾大学 学芸学部 情報科学科 教授
特別委員	若林 亜理砂	駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は3年。再任可。

# (参考) 電気通信事業分野における市場検証の概要

- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施(平成28年度～)。

## 電気通信事業分野における市場検証プロセス

### 電気通信市場検証会議

客観的かつ専門的な見地からの助言

基本方針

年次計画

市場分析

各種データの収集・市場動向等の分析

市場の検証

公正競争環境及び利用者利便に関する検証

電気通信事業者の業務の  
適正性等の確認

定期ヒアリングによる確認  
(必要に応じ、報告徴求等を実施)

年次レポート

制度・施策等の見直し

電気通信事業法をはじめとする  
法令、ガイドライン等へ反映

フィードバック

環境変化等を踏まえ、随時見直し

# 競争評価プロセスの基本イメージ

